

## 1 監査とは

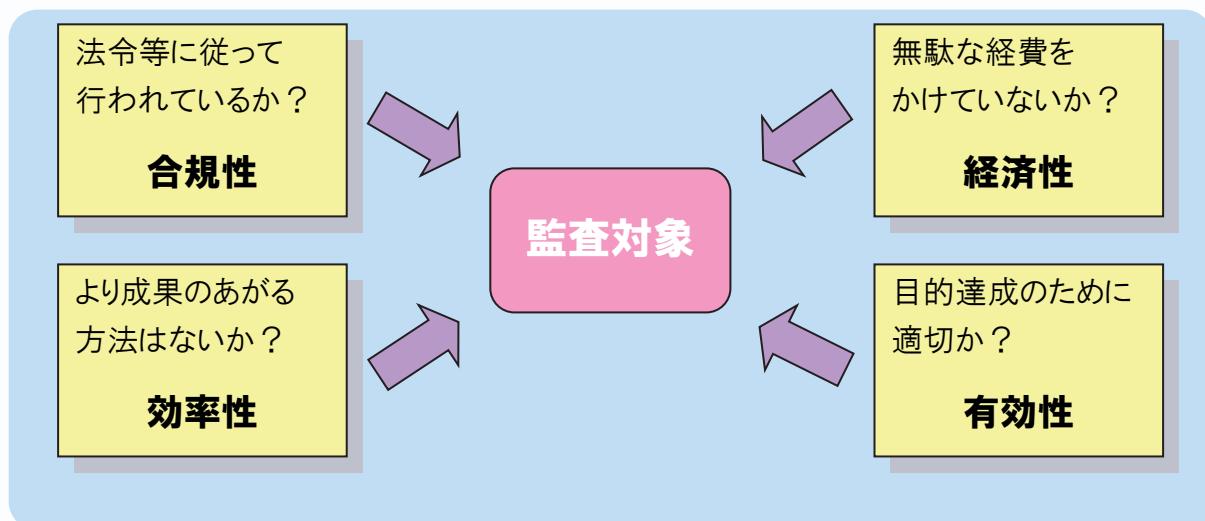
監査とは、都の行財政が正しく、無駄なく運営されているかどうかをチェックすることです。都の監査を、地方自治法に基づいて知事から独立した公平な立場で担っているのが「監査委員」です。

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めていきます。その結果は議会に報告し、ウェブサイトなどで公表しています。

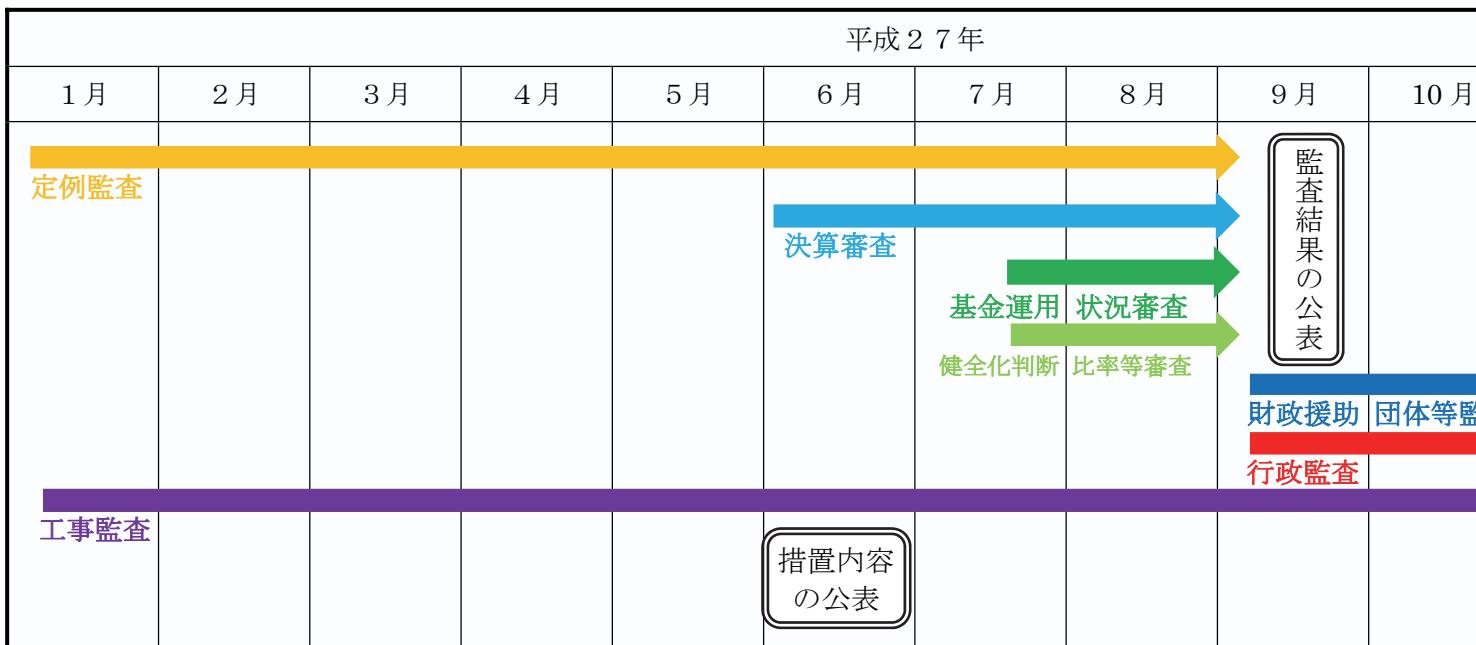
これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

## 2 監査の観点

監査に当たっては、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証・評価を行っています。



## 3 実施状況



監査区分	概要
定例監査	都における事務や事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が行っている工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が交付している補助金等が目的に沿って使われているか、出資している団体が目的に沿った運営をしているか、などについて行う監査
行政監査	特定の事務・事業を選定し行う監査 平成27年テーマ「庁舎及び都民利用施設における都民サービス」
決算審査	知事からの審査依頼に基づき、決算について行う審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼に基づき、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
健全化判断比率審査 資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかについて行う審査
住民監査請求	都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて行う監査
合計	

		平成28年		
	11月	12月	1月	2月
監査				監査結果の公表
				措置内容の公表

**指摘金額 約5億円**

- ・定例監査 約1億7,427万円
- ・工事監査 約9,223万円
- ・財政援助団体等監査 約2億7,295万円

監査実施状況（実施率）	実施期間	監査結果	
		指摘事項	意見・要望事項
本庁 137箇所（100%）	平成27年1月～平成27年9月	111	4
事業所 301箇所（40.8%）			
件数 1,688件（10.6%）	平成27年1月～平成28年1月	36	1
金額 5,129億円（26.2%）			
団体数 165団体（4.0%）	平成27年9月～平成28年2月	56	2
11局、8団体	平成27年9月～平成28年2月	24	11
一般会計及び15特別会計、 11公営企業会計	平成27年6月～平成27年9月	14	—
東京都区市町村振興基金 東京都用品調達基金	平成27年7月～平成27年9月	—	—
健全化判断比率 資金不足比率（12会計）	平成27年7月～平成27年9月	—	—
請求件数 13件	隨時	—	—
		241	18